## 簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。
本公示に記載の業務は、参加表明及び技術提案（実施方針等）を共通化する業務を対象に、同時に公示し、一括して審査を実施する試行業務である。
本公示に記載の業務の入札にあたっては、電子入札システムにおいて別々に案件登録されており、当該一括審査対象業務のいずれかに参加を希望する場合でも、全ての業務にそれぞれ参加表明書（様式－１）及び技術提案書（様式－１１）の提出が必要である。
ただし、様式－２～様式－１２及び様式－１４については、一括審査対象業務のうち、いずれか１件の業務にのみ提出すること。なお、入札については、参加を希望する業務のみに行うこと。（詳細は入札説明書による。）

令和８年１１月５日
分任支出負担行為担当官
四国地方整備局　中村河川国道事務所長　柳川　克一

### １．業務概要

１）業 務 名

令和８－９年度　宿毛内海道路（２－１工区）外地質調査業務
（電子入札及び電子契約対象案件）（以下「A 業務」という）

令和８－９年度　中村管内地質調査業務
（電子入札及び電子契約対象案件）（以下「B 業務」という）

２）業務内容

A 業務　本業務は、国道５６号宿毛内海道路において、ボーリング調査等を行うものである。

主な業務内容は、以下のとおりである。

・機械ボーリング　１式
・サウンディング及び原位置試験　１式
・室内試験　１式

B 業務　本業務は、国道５６号中村河川国道事務所管内において、ボーリング調査等を行うものである。

主な業務内容は、以下のとおりである。

・機械ボーリング　１式
・サウンディング及び原位置試験　１式
・室内試験　１式

３）履行期間　契約締結日の翌日から令和９年９月３０日まで

４）本業務は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落

札方式の業務である。また、予定価格が１，０００万円を超える場合には、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第８５条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を設定するものとし、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務とする。

なお、予定価格が１００万円を超え１，０００万円以下である場合には、品質確保の観点から品質確保の基準となる価格（以下「品質確保基準価格」という。）を設定するものとし、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務とする。

5）本業務は、提出資料、入札等を原則として電子入札システムで行う対象業務である。

6）本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

7）本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。

8）本業務は、技術提案書の評価にあたり、ヒアリングを省略し書面のみで評価を実施する契約手続きの短縮を図る試行業務である。

9）本業務は、次世代の担い手確保・育成を目的に、管理（主任）補助技術者を追加配置できる試行業務である。

10）本業務は、企業及び技術者の資格、経験及び能力等に係る各項目の自己評価を参考資料として参加表明書に添付して提出を求める試行業務である。

11）本業務は、賃金等の変動に対処するための試行業務である。

12）本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加減点を行う業務である。

13）本業務は、BIM/CIM 適用業務（受注者希望型）である。

## ２．指名されるために必要な要件

１）入札参加者に要求される要件

本入札手続への参加を希望する者は、参加表明書を提出しなければならない。

なお、参加表明書の提出者は、（１）に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

（１）単体企業

［１］予決令第９８条において準用する予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

［２］四国地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格のうち地質調査業務の認定を受けている者であること。

［３］参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長か

ら地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている者でないこと。

［４］会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者を除く。）でないこと。

［５］警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

［６］入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。なお、本業務に参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者を指名しない。

（２）業務執行体制に関する要件

参加表明書を提出する者は、四国地方整備局管内において、本店を有する者でなければならない。

（３）同種又は類似業務等の実績

下記［１］若しくは［２］の実績を有すること。

［１］同種業務：道路事業における地質（岩盤）のボーリング調査業務
（ただし、総深度１３０m以上の業務実績に限る。）

［２］類似業務：道路事業における地質（岩盤）のボーリング調査業務

（４）配置予定管理（主任）技術者に対する要件

配置予定管理（主任）技術者及び管理（主任）補助技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績は、（３）に示す実績を有すること。

２）入札参加者を選定するための基準

四国地方整備局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務等の実績、配置予定技術者の資格、業務の経験、手持ち業務等を勘案するものとする。

## ３．総合評価に関する事項

１）落札者の決定方法

（１）価格及び技術等に関する資料をもって参加した入札者について、入札価格が予決令第９８条において準用する予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者のうち、下記２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が１，０００万円を超える請

負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

（２）評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

（３）落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第８６条の規定に基づき調査を行うものとする。

（４）品質確保基準価格の算出方法は、調査基準価格に準じて算出するものとする。

２）総合評価の方法

（１）評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

（２）価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

なお、価格評価点の配分点は６０点とする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）

（３）技術評価点の算出方法

技術等に関する資料の内容に応じて、下記［１］、［２］及び［４］の評価項目毎に評価を行い、評価に応じた得点を与える。

ただし、調査基準価格又は品質確保基準価格を設定する場合においては、［３］の項目評価を行い、評価に応じた得点を与える。

［１］配置予定技術者の経験及び能力

［２］実施方針等

［３］技術提案の履行確実性

［４］賃上げ評価点

上記の技術評価の得点を以下のとおり算出し、技術評価点とする。

なお、技術評価点の配分点は６０点とする。

技術評価点＝（技術評価点の配分点）×〔（技術評価の得点合計）÷（技術評価の配点合計）〕

技術評価の得点合計＝（［１］に係る得点）＋（技術提案の得点）×（［３］技術提案の履行確実性度）＋（［４］に係る得点）

技術提案の得点＝（［２］に係る得点）

（４）管理（主任）補助技術者を配置する場合、「配置予定管理（主任）技術者の経験及び能力」については、配置予定管理（主任）補助技術者の評価に応じた得点を採用する。

## ４．入札手続等

１）担当部局

〒７８７－００１５　高知県四万十市右山２０３３－１４

四国地方整備局　中村河川国道事務所　総務課　契約係

電　話　０８８０－３４－７３０２（直通）

２）入札説明書の交付期間及び交付方法

令和８年１１月５日から令和８年１２月１６日までの閉庁日を除く午前９時００分から午後６時００分まで電子入札システムから入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。

電子入札システムのＵＲＬは、次のとおりである。

https://www.e-bisc.go.jp/

３）参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、２．１）（１）［２］の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者とする。

４）参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和８年１１月６日から令和８年１１月１６日までの閉庁日を除く午前９時００分から午後５時００分まで（最終日は午後４時００分まで）に、原則として電子入札システムにより提出すること。

５）技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法

令和８年１１月２７日から令和８年１２月７日までの閉庁日を除く午前９時００分から午後５時００分まで（最終日は午後４時００分まで）に、原則として電子入札システムにより提出すること。

６）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、原則として電子入札システムにより提出すること。

入札書は、一括審査対象業務のうち、参加を希望する業務のみに提出すること。

入札書の提出期限は、令和８年１２月１６日　午後４時００分までとする。

なお、入札書の受付開始は、上記入札書の提出期限の日の前日（閉庁日を除く。）の午前９時００分からとする。

開札は、令和８年１２月１７日、以下の時刻で四国地方整備局中村河川国道事務所入札室にて行う。

Ａ業務　午前１０時００分

Ｂ業務　午前１１時００分

開札後、Ａ業務、Ｂ業務の順番で落札決定を通知する。なお、落札決定通知を受けた者は、それ以降の順番の業務の入札は無効とする。

## ５．その他

１）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

２）入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金　　免除
（２）契約保証金　　免除

３）入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

４）手続における交渉の有無　　無

５）契約書作成の要否　　要

６）関連情報を入手するための照会窓口　上記４．１)に同じ。

７）技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分）のヒアリング等を実施するとともに、ヒアリング等に際して追加資料の提出を求めることがある。

８）指名通知日

本業務における指名通知日については、令和８年１１月２６日とする。

９）詳細は入札説明書による。